

[085_03-04] 法政研究表紙奥付

<https://hdl.handle.net/2324/2230980>

出版情報：法政研究. 85 (3/4), 2019-03-08. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



九州大学教授 松生光正 先生

松生光正先生は、一九五三年六月に大阪府で生まれ、京都大学法学部を卒業後、一九八〇年に同大学院法学研究科修士課程、引き続き博士課程に進学して、刑法学の研究者の道へと歩み始めることになった。一九八五年に京都大学法学部助手に採用され、さらに一九八七年に姫路獨協大学法学部に専任講師として着任され、その後、同大学助教、教授と昇任された後に、二〇〇四年四月から九州大学大学院法学研究院に法科大学院専任の教授として着任された。

松生先生の研究領域は、刑法学を中心としつつも、哲学的・社会的な背景を前提にして、刑法解釈論の最先端である客観的帰属論や共犯論に関する理論的対立の検討を行うものであり、修士論文であった「過失による共犯」（公表は一九八五年）以降、「刑法第六五条の「身分」概念について（一）（二）完」（一九九六年、「中立的行為による幫助（一）（二）完」（一九九九年、二〇〇一年）、「救助的因果経過の中断について（一）（二）（三）完」（二〇〇一年、二〇〇二年、二〇〇四年）といった共犯論、客観的帰属論に関する論考に結び付いている。さらには「例外状態と法」をめぐる問題にも関心を寄せ、「例外状態と正当化」（二〇一二年）、「緊急状態による正当化」（二〇一四年）といった論考も著された。そして松生先生はドイツ語に堪能であり、多くのドイツ語文献の翻訳・文献紹介を業績として残され、とりわけこれに関連するところでは「ハインツ・シェヒ」「臨死介助の法的諸問題」（二〇〇六年）のような生命倫理に関する医事法分野の翻訳紹介、さらにはドイツ語での論文（「Hirtod und Personenbegriff」（二〇〇三年）等）も執筆しておられるところである。

教育面においても、二〇〇四年の九州大学への着任以降、九州大学法科大学院専任教員として法科大学院で刑法の授業の多くについて教鞭をとられ、さらには大学管理運営面に関しては二〇一〇年四月から二〇一二年三月まで法科大学院院長を務められ、つねに社会の激動の波にさらされ続ける法科大学院の舵取りを行うという、重大な職責を果たされた。またその際に法科大学院協会の修了生職域委員会の委員として、法科大学院修了生の職域拡大のための方策等について審議・提言などを行ったことが知られており、松生先生の目線は法科大学院生一人ひとりにもきちんと向けられていたことがうかがわれると言える。

松生先生が定年退職を迎えられるにあたり、心より感謝申し上げますとともに、先生の今後のますますの御健勝と御活躍を祈念して、ここに本号を献呈する次第である。